

病院従事者数 職種別(保健所別)

令和2(2020)年10月1日現在

区 分		総 数	宇 都 宮 市	県西健康福祉	県東健康福祉	県南健康福祉	県北健康福祉	安足健康福祉
			保 健 所	セ ン タ ー	セ ン タ ー	セ ン タ ー	セ ン タ ー	セ ン タ ー
常 勤 換 算								
総	数	27,541.4	6,237.9	2,081.2	1,260.8	9,265.1	5,028.7	3,667.7
医 師	常 勤	2,907	492	151	85	1,539	368	272
	非 常 勤	619.9	144.0	52.2	28.8	148.0	144.9	102.0
歯 科 医 師	常 勤	56	8	1	2	24	10	11
	非 常 勤	10.5	3.2	1.1	-	2.5	3.2	0.5
薬 剤 師		682.8	129.6	50.1	29.0	257.6	123.5	93.0
保 健 師		55.8	10.1	17.8	-	10.4	16.5	1.0
助 産 師		299.2	41.0	10.7	17.8	108.8	72.9	48.0
看 護 師		10,888.1	2,565.6	660.1	485.6	3,876.1	1,864.1	1,436.6
准 看 護 師		1,624.2	449.8	153.0	97.4	233.3	382.5	308.2
看 護 業 務 補 助 者		1,705.3	388.1	176.7	100.4	449.8	345.2	245.1
理 学 療 法 士		919.1	234.4	65.4	33.0	367.8	147.0	71.5
作 業 療 法 士		552.9	161.7	61.2	13.0	146.4	118.9	51.7
視 能 訓 練 士		57.8	6.5	3.0	2.4	22.6	14.3	9.0
言 語 聴 覚 士		230.3	63.6	14.0	6.0	71.3	58.6	16.8
義 肢 装 具 士		-	-	-	-	-	-	-
歯 科 衛 生 士		75.8	14.6	3.4	3.0	18.2	23.5	13.1
歯 科 技 工 士		5.0	-	-	1.0	2.0	2.0	-
診 療 放 射 線 技 師		639.3	133.3	47.0	25.2	240.7	111.7	81.4
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師		1.6	-	-	-	1.0	0.6	-
臨 床 検 査 技 師		789.0	138.1	61.2	38.3	317.8	151.6	82.0
衛 生 検 査 技 師		-	-	-	-	-	-	-
臨 床 工 学 技 士		292.8	51.1	34.0	18.0	101.9	52.8	35.0
あんま・マッサージ及び指圧師		14.9	6.3	-	-	5.6	-	3.0
柔 道 整 復 師		2.0	-	-	-	-	-	2.0
管 理 栄 養 士		263.9	65.7	23.8	12.0	75.1	42.3	45.0
栄 養 士		88.5	31.0	6.7	4.0	27.0	6.0	13.8
精 神 保 健 福 祉 士		110.9	43.8	11.7	4.0	4.0	30.6	16.8
社 会 福 祉 士		147.3	42.7	7.0	8.0	45.8	23.0	20.8
介 護 福 祉 士		397.1	92.3	83.0	8.6	83.6	79.7	49.9
保 育 士		132.7	28.4	-	15.0	16.8	37.7	34.8
公 認 心 理 師		48.6	12.4	6.0	4.0	14.3	4.8	7.1
そ の 他 の 技 術 員		212.5	42.7	45.0	29.0	43.4	22.7	29.7
医 療 社 会 事 業 従 事 者		44.0	13.0	7.0	-	14.0	7.0	3.0
事 務 職 員		2,929.0	664.8	231.6	129.4	864.7	599.9	438.6
そ の 他 の 職 員		737.6	160.1	96.5	60.9	131.6	163.2	125.3
実 人 数								
薬 剤 師		736	162	51	31	265	128	99
保 健 師		58	11	18	-	11	17	1
助 産 師		306	41	11	18	110	78	48
看 護 師		11,329	2,664	739	496	4,033	1,923	1,474
准 看 護 師		4,786	504	182	3,113	259	401	327

注:1) 従事者数については、非常勤職員を含む。

2) 非常勤の医師、歯科医師については、昭和62(1987)年度から各施設における常勤医師、歯科医師の通常勤務時間に換算(常勤換算)して、計上することとした。ただし、その他の職種については、常勤換算を行っていない。

第4-1-8表

令和2(2020)年

3) 平成14(2002)年以降はすべての職種を常勤換算し、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び准看護師については、実人員についても表章している。